

平成 30 年第 2 回定例会 ともに生きる社会推進特別委員会

平成 30 年 10 月 5 日

佐々木(正)委員

障害者の就労雇用対策の取組についてまず最初にお聞きをしたいのですが、先行会派の方々からも様々な御指摘があったので、水増し雇用の実態については、余り質問したくなかったのですが、一言だけ言わせてもらわなければいけないと思いました。

行政側というのは罰則がないわけですから、何か責任をとるとかそういうのはしなくていいというようなことでありますが、民間の方々というのは1人当たり5万円も納付しなければならぬということで、様々な雇用率について指導したりしている立場の人たちが行ったときに、そういう厳しいお声をいただけるのではないかと、どういうことを一番厳しいことを言っていたか、聞かせてもらっていいですか。

雇用対策課長

障害者雇用促進センターの職員が企業訪問している際に、いろいろと厳しいお声をいただいております。

まず一番厳しいのは、企業訪問しようとして電話で予約をとろうとした際に訪問を拒否する。話を聞きたくないということでお断りされたというケースもございます。また、訪問した際にいろいろ御批判いただいております。言われますのは、民間は納付金を取られる、民間はこんなに頑張っている、頑張っているでも法定雇用率を達成できなければ納付金を取られるのに、行政はいいよね、というような御批判をいただいたり、まず、公的機関がきちんと障害者雇用を進めるべきではないか、民間に働き掛ける前に自分のところをしっかりとやっていくべきではないかといったような御意見を頂いております。

佐々木(正)委員

簡単に言えば、行政は罰則がないから緩いんです。ですから障害者の方々を戦力として考えていないということです。この説明にあるように、ガイドラインにのっとって行っていなかったという報告、こういうのは言語道断です、まじめにやっていないということではないですか。ガイドラインがあって、法律がしっかりとあって、法律違反かどうかは知らないが、罰則がないから関係ないということなのではないでしょうか。ガイドラインにのっとって報告していなかったということは、平気でよくそういうことを言えると私は思うわけです。民間は血のにじむ思いをして一生懸命どうやったら雇用できるかといって、採用方法とか履修内容、ノウハウを蓄積して一生懸命やっているのではないですか。その中で一生懸命それを努力して、お金かけてどうやったら採用できるかと考えている中で、ガイドラインにのっとって報告してきませんでしたとって水増しの報告をしておいて、民間にはなかなか行きにくいですので、罰則をつくらうどうですか。

人事課長

厳しい御指摘を頂きました。神奈川県として、ガイドラインにのっとって行っていなかったとかそういうことではなくて、旗を振っていかなくてはいけない県と

して、こういうことをしてしまったということはもう言い訳できないことだと思ってございます。いずれにしても信頼回復に努めるということも一つの方法ですし、県として自ら律することが何ができるのかということも、これから検討していかなくてはいけないことだと思っております。

佐々木(正)委員

これから十分に襟を正してやっていく中には、数値達成が先行していると思われても仕方がないと思うのです。そういうことを払拭するような取組を是非全庁挙げてやっていただきたいと要望させていただきたいと思えます。

その上で、障害者を雇うと業務に支障があるのではないかとか、そういうふうに行行政側が何となく思っているような感じというのを払拭していくということが大事であって、そうではないと言うかもしれないが、実際に水増しの数字の報告をしていたわけだから、ガイドラインにのっとって報告していなかったという言い方をすればそういうふう聞こえるかもしれないが、私はそうではないと思えます。ですから、言い訳するより、今後の行動で示していただくということが大事だと思えます。

その上で、3障害一元化と言われておりますが、精神障害者の雇用について聞いてみたいと思うのですが、精神障害者の職場指導員の設置への補助金の利用実績についてお伺いします。

雇用対策課長

これまでのこの補助金の利用実績でございますが、2件となっております。

佐々木(正)委員

それから、以前からお願いをしていしましたが、社会保険労務士の相談事業についても、多分新規の事業だということなのだが、実際に実績が上がっているのか、また具体的な相談内容とはどういうものなのか、教えてください。

雇用対策課長

社会保険労務士の相談につきましては9月に1件実施してございます。それとは別に10月に実施する予定で事前相談を行っているものが2件ございます。

相談の内容でございますが、就業規則の見直しや労働条件通知書の記載内容、給与体系や合理的配慮などの雇用管理をどうしたらできるか、採用後に障害者と分かった場合どのように対応したらよいかなどとなっております。

佐々木(正)委員

就労できる環境を整備するためということで、社労士の相談内容も重要になってくると今後思うので、しっかりとお願いしたいのですが、障害者の方々とお会いしていろいろなお話をする中で、就労に当たって、災害のときに安全が確保されるかどうか不安に思っているのです。勤める場所が海のそばだったり、川のそばだったり、崖の近くだったり、そういうときに果たして、例えば車椅子に乗られている方、日常生活でそこへ就職したとときにどのように会社は守ってくれるのだろうか。

今、自然災害が猛威を振るっている日本中、北海道から九州、沖縄地方まで、地震だけではなく豪雨、河川の氾濫も含めて、健常な方でさえ逃げ遅れているような状況の中で、東日本大震災のときも、神奈川県庁の職員たちも皆パニック状態になって階段を上り下りしていたという状態もありますが、そのときに

障害を持った方々、例えば河川のそばに住んでいて水が上がってくる。そういうときに誰がどう助けるかというのが決まっていたとしても、実際にそのようなことができるのかどうかということを考えると、障害者雇用に関しても、災害時の対応についてガイドラインか何かつくってお示しをしていかなければ、今後いけないのではないかと思うのですが、障害者の安全確保のための就業環境整備についてはどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

雇用対策課長

基本的には、障害者に限らず従業員の安全を確保するという事は企業として重要な課題であると思っておりますし、各企業、各事業所などにおいて、防災訓練などを通じて災害対応を行っていること承知してございます。そういったことから、これまでは障害者雇用を促進する立場からの企業への積極的な働き掛けというのは行ってまいりませんでした。

しかしながら、今、委員から御指摘がありましたとおり、障害者雇用を進めるに当たっては、障害者の方が災害時にも安心して働ける職場であると思っただけのような就業環境整備が大変重要であると考えます。そうしたことから、これから何が出来るか検討させていただきたいと考えているところでございますが、まずは例えば現在障害者雇用促進センターの職員が企業への出前講座などを行いまして、就業環境整備をどのようにしたらよいのか、どのような配慮をしたらよいのかなどの説明を行っておりますので、そういった場面で必要に応じて、障害特性に応じた安全面や防災面の配慮の必要性などについて、御説明するという事からやっていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

県は今後、障害者雇用の環境整備について、模範を示すのですか。今回の雇用率の水増し報告については、今後模範を示すのですか。

人事課長

県として障害者雇用促進に向けて模範を示してまいります。

佐々木(正)委員

障害者雇用について、何となく他人事で企業がどうやってやるのかというお話を聞いた気がするのだが、まず、県はどのように障害者の方々が安全・安心に仕事ができる対応をしていくのか、考えたことがあるのかなのか、それともこれから取り組むのか。

人事課長

委員お話しの方針の対応でございますが、正直申し上げまして、私どもで障害者に限った形の対応というのは今まで考えたことはございません。ですが、委員の御指摘がございましたので、どういうことができるかも含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

佐々木(正)委員

差別するわけではないのですが、その人その人に合った災害時の対応というのは必要なのではないですか。それが環境整備なのではないですか。障害者に限ってそのようなことをやるというのではなくて、共生社会なのだから、そういう人たちへも配慮をしていく環境整備というのは必要ではないかという質問です。

人事課長

環境整備、それから合理的配慮というのは、障害者雇用促進法にも定められた必要な措置でございます。ただ、私ども今までは環境整備というのは働く環境の整備ということで、検討してきた面が多くございます。ですので、そういう面では、防災、災害時の対応等のところについては配慮が欠けていたところのところは事実でございます。

佐々木(正)委員

今後、そういうことにもしっかりと取り組んでいくということを表明したほうがいいのではないですか。これだけ災害が多くて、南海トラフもいつ起こるか分からない。直下地震もあるかもしれないという中で、そのときに障害者はうるたえてしまって、あるいは精神障害の質問もさせていただきましたが、そういう方々がパニックになってしまってどうするのだということもあるので、そういうところに具体的に配慮していただくような取組とかガイドラインとか、何か目に見える形でつくって示していくということが、神奈川県が今一番やらなければいけないことなのではないですか。ましてや津久井やまゆり事件があったからこそ、そういうことをやる使命が神奈川県にあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

人事課長

正直申し上げて、今まではそういう視点からは検討してございませんでしたが、今後災害面の対応についてどういうことができるのか、ガイドラインがいいのか、具体的な対応がいいのかも含めて検討してまいりたいと考えてございます。

佐々木(正)委員

津久井やまゆり園事件があって、様々な法律の見直しも行っていかなければならないということもあって、そういう事件が起きて気づいていくということもあるのです。ですから、自然災害ではあります、人的災害にならないということが大事なわけですから、そういうようなことも含めて、いざというときの備えというのは障害者雇用についても真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。オリンピック・パラリンピックもこれから行われるわけですから、そういうことも含めて、神奈川県全体としてそういうことを示していくことが世界に発信できるのではないかと思いますし、そういう意識を高めていくということを全体にやらないと、雇用環境を整えていくということで専念していたということだが、環境を整えるということは災害も含まれていると私は思うのです。その視点をしっかり入れて今後取り組んでいく、具体的に取組をしていくということで、最後に決意をお願いします。

労働部長

委員御指摘のとおり、障害者の雇用ということは今まで重点的にやってまいりましたし、それから最近は災害弱者ということも注目されてきているところでございますが、雇用されている障害者をどのように災害に対応していくかというものは、視点が欠けていたところもあろうかと思います。そういった中で、災害時の対応も含めてそういったものを十分に行いながら障害者雇用を進めていくというのは、正に委員御指摘のとおりでございますので、それはライフラ

インという形でお示しするのか、どのような形というのはいろいろこれから検討していく必要があると思いますが、県としてもこういったことの周知を図っていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

是非お願いしたいと思います。

最後に、違う質問で1点だけ質問して終わりたいと思うのですが、インクルーシブ教育、我が会派もずっと取り組んで代表、一般質問とか、委員会でもお話をしてまいりましたが、教育実践推進校を全県に拡大をしていくということなのですが、どのような格好が様々あるかということを含めて、可能なところは全てそういう推進校に将来なるということなのですか。

インクルーシブ教育推進課長

神奈川県には数多くの県立高校がございます。それぞれの学校に特色を持って今進めておるところでございますが、段階的に高校を増やしているところがございますが、全県にということは今のところ想定をしておりません。理由は、今回の11校を新たに指定した理由については、今一部のパイロット校、一部の中学校からしか進学ができなかった3校だったわけですが、神奈川県の全ての中学校に在籍する知的障害のお子さんがどこからかのそういった学校には進学できるという、そういうことで設定したところがございますので、一応神奈川県としては、まず今回のコンセプトとして、1時間圏内で全ての中学校に在籍するお子さんがどこかのインクルーシブ教育推進校に通えるということでございます。

インクルーシブ教育推進担当部長

少し補足をさせていただいて、県立高校改革実施計画の中では、インクルーシブ教育については、全ての県立高校で取り組むということにしております。実際に全ての学校に発達障害のお子さん等も含めて現在も在籍をしている状況でございます。今回、インクルーシブ教育実践推進校ということで指定をさせていただく学校については、知的障害のある子供たちがこれまで学力検査がハードルになっていて高校教育を受ける機会がなかった、その部分について対応を広げていくということで、障害の種別が限定されておりますが、インクルーシブ教育というふうに見たときには、幅広く多様な状況に対応していく必要があります、これまでの支援教育の中でも取り組んできていますが、全ての学校で取り組んでいくということで御理解いただければと思います。

佐々木(正)委員

中学校から受け入れるという意味でその方に限定するとそういう発想になるのですが、今度受け入れる学校の全ての生徒がそういう子たちと触れ合っていくということが共生社会ではないのですか。だから、今、部長がおっしゃっていた答弁でいいとは思いますが、一方で進学校は受け入れないとか、偏差値によって受け入れるところと受け入れないところがあるとかということはないようにしていただきたいのです。

インクルーシブ教育推進担当部長

おっしゃるとおりだと思います。学力進学重点校であっても例えば発達障害のあるお子さんが入学をしていて、様々な支援が必要な状況でございます。これ

は特定の学校に限ったことではありませんので、そういう部分を含めて取組を進めていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

そういう意味では、全ての県民、学生、生徒も含めた人が共生社会を意識していく中では、インクルーシブ教育はみんなで取り組んでいくという観点を、改めて確認して推進をしていただきたいことをお願いして終わります。